

## 令和5年 第12回

### 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年12月15日(金) 午後3時40分  
 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

#### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 2名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	×	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	×
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

#### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 原尻 雄一  
 係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑  
 農業振興課 甲斐 久満 佐藤 利彦

#### 議事録署名委員の指名

13番 志賀 義和                      1番 麻生 祐三子

#### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第22号 農地所有適格法人の要件審査について

#### 議 事

- (1) 議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第69号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第72号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第73号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いいたします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後3時43分)
-----	--

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 13番：志賀義和委員、1番：麻生祐三子委員にお願いします。
-----	--

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第11回定例総会から本日の令和5年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた2点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
	[ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第22号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の1ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
	[ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第68号の説明をさせていただきます。 農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。 令和5年12月15日提出 豊後大野市長 川野 文敏
	(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を1番：麻生祐三子委員にお願いいたします。
1番委員	緒方の麻生祐三子です。12月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。 申請地は、亡父の代に農地としての管理が困難となり、昭和62年頃に農地法4条許可を取得せずに植林を行った土地であり、現況は山林となっているため除外をお願いしたいとのことであります。 変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当する

	<p>ため第2種農地のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないため」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、申請は必要なく、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第68号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第68号の番号1番の1案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第68号の番号1番の1案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第69号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年12月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和5年12月18日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第69号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>(11番委員 退室)</p>
議 長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第69号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附</p>

	<p>則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定については、原案のとおり決定されました。</p> <p>11番委員の入室を認めます。</p> <p>(11番委員 入室)</p>
議 長	<p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後4時7分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後4時8分)</p>
議 長	<p>次に「議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、あわせて概要書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は障がいがあり、現在市内の福祉施設に入所しています。これまで申請地の管理は親戚になる譲受人に依頼していたことから、今回、譲渡人から譲受人に申請地をもらって欲しくないかと相談したところ、贈与で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番から番号5番の4案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。12月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが本人は営農せず、譲受人に管理を依頼していました。譲受人は、近隣で営農する農家で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談したところ、申請地は譲受人の経営地に近く利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p>

譲渡人は、申請地を相続しましたが本人は営農せず、市外に住んでおり管理に苦慮していました。譲受人は近隣で営農する農家で、この度、譲渡人からもらってこないかと相談したところ、申請地は経営地に近く利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。

審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。

譲渡人は、申請地を相続しましたが本人は営農をせず、この度手放したいと考え、譲受人にもらってこないかと相談をしました。譲受人は近隣で営農する農家で、申請地は経営地に近く利便性も良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。

譲渡人は、令和5年8月に農地法第3条許可を取得しましたが、今年の夏期の野菜生産がうまくいかず、新しい事業展開が困難となり、当該地で予定していた事業を中止することになりました。譲受人は、譲渡人が計画していた新事業の担当者でしたが、この度退社し、自身で当該地での営農を引き継ぐこととなったため、改めて売買で話がまとまり申請をおこなったものです。

審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第70号の番号1番から番号5番までの5案件についてこれより質疑を許可します。

[ありません]の声あり

議長

無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第70号の番号1番から番号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第70号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により「議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり決定されました。

次に「議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案書の3ページ、あわせて概要書の7ページ、図面の4ページをお開きください。

(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。

12 番委員

三重の小野末芳です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲渡人は、市外に居住していることから申請地の管理に苦慮しており、今後のことも考え大分市内の不動産会社を通じて、不動産会社を営んでいる譲受人へ相談をしました。譲受人は、以前よりキャンプ場の運営を考えており、申請地が適地であることから譲渡人と協議したところ売買で話がまとまり申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、現在町内の借家に妻と2人で居住していますが、妻の仕事に部屋が必要となったことから新築を計画しました。農地以外を探しましたが条件に合う土地がなく、知人になる譲渡人に相談したところ、申請地を紹介され、今回売買で話がまとまったため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号3番の1案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。

13 番委員

朝地の志賀義和です。12月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さん、■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

今回の申請は、平成10年2月26日に農地法第5条による転用許可を受けた後、転用目的の変更が生じ、平成11年12月21日に事業計画変更の承認を受けました。その際、事業縮小に伴う申請地の除外ができておらず、今回、当初の計画から再度変更が必要となったため、改めて変更申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第71号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。

[ありません]の声あり

議 長

無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第71号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第71号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>挙手全員により「議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 72 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページ、概要書の 10 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読）</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 2 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>三重の後藤綾子です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で傾斜もあり農業に不向きであったこと、また、所有者には障がいがあり体が不自由であることから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>10 番委員</p>	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 10 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p> <p>清川の衛藤講治です。12 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、農地法第 4 条の許可を取得せずに住宅を建築し、20 年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧及びコンクリート敷きにしており、周囲への影響はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番委員</p>	<p>次に、番号 3 番の 1 案件を 1 番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の麻生祐三子です。12 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、高齢で管理が困難になり耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められ</p>

<p>議 長</p> <p>4 番委員</p>	<p>るとなりました。 以上、報告します。</p> <p>次に、番号4番の1案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたします。</p> <p>犬飼の後藤栄治です。12月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父の代から耕作放棄され原野化し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第72号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第72号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第72号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第72号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第73号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書のとおり番号1番及び2番の2案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を、10番：衛藤講治委員と22番：吉野誠治委員にお願いいたします。</p> <p>次に、番号2番の1案件を、13番：志賀義和委員と30番：森末美委員にお願いいたします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>これをもちまして、令和5年第12回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。 長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後4時46分)</p>
-----	---

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 13番委員 志賀 永代

〃 1番委員 麻生 祐三子